

「看護小規模多機能型居宅介護」事業をお考えの方へ

介護保険法による看護小規模多機能型居宅介護を実施する場合は、まず、老人福祉法に規定する「複合型サービス福祉事業」でなければなりません。また、介護保険の事業者としての指定を受けるに当たっても、人員の基準とともに設備に関する基準が定められています。

新規に事業を始められるに当たっては、事業を行おうとする建物がこれらの基準に適合しているかを確認させていただくため、事前協議を行っております。

については、事業を行おうとする建物の改修・新築の前に、下記の書類を作成のうえ、事前協議を行ってください。(計画図面が基準に適合していない場合、再協議となる場合があります。)

事前協議は、あらかじめ十分期間をおいた上で早めに予約をしてください。

1 協議に必要な書類

- (1) 看護小規模多機能型居宅介護事業計画・企画書（協議様式1、2）
- (2) 看護小規模多機能型施設整備チェックリスト（協議様式3）
- (3) 市町村開発許可担当課及び大阪府建築確認担当課との協議記録（協議様式4）
- (4) 消防署との協議記録（協議様式5）
- (5) 土地及び建物の図面（改修・新築の計画図面）
- (6) 近隣の住宅地図等（施設周辺の様子がわかるもの）
- (7) 現況の写真（紙貼付け、又は電子ファイル出力）
- (8) 土地及び建物登記簿謄本（新築の場合、建物登記簿謄本を除く）
- (9) 建物の賃貸借契約書（案）の写し

※建物が申請法人所有で、土地所有者が異なる場合、土地の賃貸借契約書（案）の写し

2 事前協議の受付期限等について

(1) 受付期限

申請受付期間は、泉佐野市広域福祉課のホームページに記載しています。

泉佐野市役所⇒各課のご案内⇒広域福祉課⇒指定地域密着型サービス事業者のページ⇒新規申請スケジュール

<http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/kenkou/kouiki/menu/tiikimittyaku/shinki/1489558951020.html>

【お願い】

※ 事前協議には予め予約が必要です。

（新築・改修の着工までに事前協議を修了する必要があります。）

※ 予約件数が受付枠を超過した場合、予約を終了します。あらかじめ余裕をもったの予約をお願いします。

(2) 事前協議から指定までの流れ

①事前協議予約 (㊦新築・改修の着工までに事前協議を修了する必要があります。)



②事前協議 (原則、毎月13~20日頃の期間となります。)

↓※事前協議終了後、建築・改修を行ってください。

③施設建築・改修

↓※指定申請までに終了する必要があります。

④申請予約締め切り (原則、事業開始前々月15日頃となります。)



⑤老人福祉法による設置届出

※介護保険法による看護小規模多機能型居宅介護を実施する場合には、老人福祉法第14条に規定する「老人居宅生活支援事業開始届」の届出が必要となります。

⑥介護保険法による指定申請 (原則、事業開始前々月25日頃~前月10日の期間)

↓※建築・改修が終了し、必要な検査を終え、人員の確保、設備の設置、備品等の配置がされている必要があります。

⑦現地調査 (原則、事業開始前月中旬)



⑧指定・研修 (原則、事業開始前月20日頃)



⑨事業開始 (1日)

1 事業計画

事業の計画にあたっては、介護保険法のほか、ご案内する「基準」を必ずお読みいただき、ご検討ください。

- ① 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年3月14日厚労令34号）
- ② 各市町の条例（※各事業所の所管庁の条例をご確認ください。）
 - 泉佐野市：泉佐野市介護保険条例（平成12年3月29日泉佐野市条例第8号）
 - 泉南市：泉南市指定地域密着型サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年3月29日条例第5号）
 - 阪南市：阪南市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年3月20日条例第2号）
 - 熊取町：指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年3月31日条例第5号）
 - 田尻町：田尻町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年3月24日条例第1号）
 - 岬町：岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年3月23日条例第1号）

2 事業（サービス）の概要

看護小規模多機能型居宅介護は、訪問看護の基本方針と小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行う事業です。当該事業は、療養生活の支援、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものでなければなりません。さらに、当該従業者は、利用者の居宅において、またはサービスの拠点に通わせ、若しくは、短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。これらのことを踏まえ、当該事業を行うにあたり、当該従業者は、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにしなければなりません。

3 人員及び設備に関する基準について

○看護小規模多機能型居宅介護事業

(1) 人員に関する配置基準

職種	資格要件	配置基準
管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・「認知症対応型サービス事業管理者研修」修了者 又は保健師若しくは看護師 ・3年以上認知症である者の介護に従事した経験 	<ul style="list-style-type: none"> ・専従・常勤の者1名
従事者 ・看護職員 ・介護職員 ※1名以上は常勤の保健師か看護師 2.5以上は看護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員：介護等に対する知識、経験を有する者 ・看護職員：看護師 准看護師 保健師 	<ul style="list-style-type: none"> ・日中 ①通い：常勤換算で通い利用者3人に対して1人以上 ②訪問：常勤換算で2以上 ①宿泊利用者あり：夜勤1以上、宿直必要数以上 ②宿泊利用者な：連絡体制があれば不要
介護支援専門員	<ul style="list-style-type: none"> ・「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」終了 	

☆代表者の資格等

- ・特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護等で認知症である者の介護に従事した経験がある者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者
- ・認知症対応型サービス事業開設者研修修了者、又は保健師若しくは看護師

- 【注】① 「専ら従事する」、「専ら提供する」とは、原則として当該事業における勤務時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。
- ② 「常勤」とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間（32時間を下回る場合は32時間を基本）に達していることをいいます。

(2) 設備に関する基準

設備	内容
食堂及び居間	<ul style="list-style-type: none"> ・機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること ・利用者及び従業者が一堂に会するのに十分な広さであること ・利用定員について15人を超えて定める事業者にあたっては、合計した面積が、3平方メートルに通いサービス定員を乗じて得た面積以上であること ・それぞれの機能が独立していること

宿泊室	<ul style="list-style-type: none"> ・定員は1つの宿泊室につき1人 ・宿泊室の床面積は7.43㎡以上（病院・診療所の場合6.4㎡以上） ・個室でない場合、利用者同士の視線の遮断が確保されていること ・緊急呼び出し（ナースコール）を設置すること
相談室	<ul style="list-style-type: none"> ・遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること
事務室	<ul style="list-style-type: none"> ・机や鍵付書庫などの設備備品を配置できる広さを確保すること
消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	消防法その他の法令等に規定された設備が必要
その他の設備及び備品	看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要なもの

（その他の必要な設備の考え方）

便所	<ul style="list-style-type: none"> ・介助を要する者の使用に適した構造・設備とすること（複数設置で、車いす用便所とすることが望ましい） ・緊急呼び出し等通報装置が設置されていること
厨房	<p>（食事を提供する場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境衛生に配慮した設備とすること。（保存食の保存設備を設置することが望ましい）
浴室	<p>（入浴介助を行う場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介助者が介護しやすい仕様とすること ・手すり等を設置し、利用者の利便・安全に配慮すること

※設備は、専ら指定看護小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りではない。

泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・田尻町・岬町
 広域福祉課 介護事業者担当
 電話：072（493）2222